

## 計画 体系図 比較

①現行計画の体系		見直しの視点		④次期計画の体系(案)	
基本理念	すべての子どもたちの笑顔があふれるまち 西脇 ～育てる喜びを感じられるまちへ～	②国の動向・方向性	③ニーズ調査結果等から見た 現状や課題	基本理念	今後検討
基本目標	基本施策			基本目標	基本施策
1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり	(1) 安心できる相談支援体制の充実	<b>【こども大綱】</b> ■こども施策に関する基本的な方針 ①こども・若者の権利、多様性の尊重 ②こども・若者、子育て当事者の意見尊重と反映 ③切れ目のない支援 ④良好な成育環境の確保、貧困と格差の解消 ⑤若い世代の生活基盤の安定、結婚、子育てへの希望の形成と実現 ⑥関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携  ■こども施策に関する重要事項 ○こども・若者の人権尊重 ○こども・若者が活躍できる機会づくり ○遊びや体験活動の推進 ○生活習慣の形成・定着 ○こどもまんなかまちづくり ○成育医療等に関する研究や相談支援等 ○慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 ○こどもの貧困対策 ○障害児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策等の更なる強化 ○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ○ヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策 ○インターネット利用環境整備 ○性犯罪・性暴力対策等  <b>【幼児期までのこどもの育ちにかかる基本的なビジョン】</b> ■こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン(5つの柱) ①こどもの権利と尊厳を守る ②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める ③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える ④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする ⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す  <b>【こどもの居場所づくりに関する指針】</b> ■こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点 ○ふやす○つなぐ○みがかく○ふりかえる こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所	<b>【就学前の保護者・小学生の保護者 中学生の保護者】</b> ・子どもの権利及びこどもの笑顔をはぐくむ条例についての認知度は低い。⇒ 次期計画 1(1) ・ヤングケアラーへの対応に係る啓発や周知が必要である。⇒ 1(4) ・気軽にできる相談先がある割合が減少している。⇒ 2(1) ・行政からの発信はあまり参考にされていない。行政情報の発信方法を検討する必要がある。⇒ 2(1) ・子育てに対しての我慢や孤独感が強くなっている。⇒ 3(3) ・理想とする子どもの人数は、就学前の保護者では3人、小学生、中学生の保護者では2人が多くなっている。理想とする子どもの人数を実現できない理由について、「子育てや教育にお金がかかる」、「年齢的(肉体的)に困難」が多くなっている。 ⇒ 2(3), 4(2) ・父親で、育児休業、短時間勤務制度の取得が低く、理由は仕事が忙しい、取得しにくい雰囲気があったことがあげられている。⇒ 4(2) ・子育て支援に期待すること・重要なこととしては、地域でのこどもの居場所の充実、学費など経済的支援の充実、子どもの主体性を重要視した学校教育・保育環境の充実、相談や情報提供の充実が多い。 ⇒ 3(2), 2(3), 3(1), 2(1)  <b>【小学生・中学生本人】</b> ・意見を表明する権利の啓発、学習、意見を表明できる環境づくりが必要である。⇒ 1(1), (2) ・将来への明るい希望や、自分の価値を認める割合が低い。⇒ 3(2) ・居場所については、自分の家や自分の部屋などが多く、地域などを居場所と思う割合は低い。⇒ 3(2) ・「子育てと仕事の両立が難しそう」等という理由から、結婚願望や子どもが欲しいと思う割合が減少している。⇒ 4(2)	1 <b>子ども・若者の権利を守る</b>	(新) (1)子ども・若者の権利の周知
	(2) わかりやすい子育て情報の発信				重点(2)子ども・若者の社会参画・意見反映の促進 ＜現：2(1)(2)＞
	(3) 母子保健及び健康づくりの充実				(3)児童虐待防止対策の推進 ＜現：5(1)＞
	(4) 子どもの健やかな心身の育成				(新)(4)ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援  (5)いじめ防止対策の推進 ＜現：5(2)＞
2 子どもの社会参加の促進	(1) 子どもの意見表明の機会確保			2 <b>ライフステージに応じた切れ目のない支援</b>	重点(1)安心できる相談体制と情報発信の充実 ＜現：1(1)(2)＞
	(2) 地域における社会活動の機会確保				(2)母子保健及び健康づくりの充実 ＜現：1(3)＞
3 地域社会における子ども・子育て支援の充実	(1) 子どもの居場所づくりの推進			3 <b>良好な成育環境の確保</b>	(3)子ども・若者の健やかな心身の育成 ＜現：1(4)＞
	(2) 子どもと親が学び、育ち合う環境づくり				(新)(1)質の高い教育・保育の提供
	(3) 地域の人に関わる子育て支援体制の推進				重点(2)子ども・若者の居場所づくりの推進 ＜現：3(1)＞
	(4) 子どもの安全と安心の確保				(3)子どもとともに育つ保護者・養育者の成長の支援・応援 ＜現：3(2) 表現変更：100か月育ちビジョンより＞
4 仕事と子育てを両立できる環境づくり	(1) 仕事と子育てが両立できる就労環境の整備				(4)地域の人に関わる子育て支援体制の推進 ＜現：3(3)＞
	(2) 仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発				(5)子ども・若者の安全と安心の確保 ＜現：3(4)＞
	(3) 仕事と子育てが両立できる保育の提供の充実				(6)発達に支援が必要な子ども・若者を対象とした施策の推進 ＜現：5(3)＞
5 子どもを守る仕組みづくり	(1) 児童虐待防止対策の推進			4 <b>若い世代の生活基盤の安定</b>	(7)ひとり親家庭への支援の充実 ＜現：5(4)＞
	(2) いじめ防止対策の推進				(8)経済的困難を抱える家庭への支援 ＜現：5(5)＞
	(3) 発達に支援が必要な子どもを対象とした施策の推進				(新)(1)結婚・子育てへの社会全体での支援
	(4) ひとり親家庭への支援の充実				(2)共に協力しながら働き、子育てできる社会の推進 ＜現：4(1)(2)(3)＞
	(5) 経済的困難を抱える家庭への支援 【子どもの貧困対策推進計画】				